

大田原市低入札価格調査制度実施要綱

(令和4年7月29日告示第112号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「最低価格入札者等」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする）ができる場合において、最低価格入札者等による当該契約の内容に適合した履行に係る調査を実施する制度をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる入札は、大田原市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成21年告示第77号）第2条の規定による工事（以下「適用工事」という。）とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額（その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定を適用することが適当でないと市長が認める建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、調査基準価格を設けたときは、対象となる入札の入札公告に明記するものとする。

(入札の執行等)

第5条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格の入札が行われたときは、落札の保留を宣言した上で落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を全入札者に告げて入札を終了するものとする。

2 適用工事の入札において、積算内訳書の提出をしない者の行った入札は、無効とする。
(基本調査及び数値的判断基準)

第6条 工事主管課長は、適用工事の入札において前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、最低価格入札者等が提出した積算内訳書の内容が次に掲げる事項に適合するか否かを調査(以下「基本調査」という。)し、入札執行者に報告するものとする。

- (1) 直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (3) 現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))を加えた額が予定価格算定の基礎となった現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))を加えた額)に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (5) 入札価格が次に掲げる額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)のうち、アからエまでの合計額からオを減じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直

接工事費に10分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

2 工事主管課長は、基本調査において積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていないとき又は入札価格と整合しないときは、その旨を入札執行者に報告するものとする。

3 入札執行者は、前2項の報告があったときはその内容を精査し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該最低価格入札者等を失格とするものとする。

(1) 第1項各号のいずれかに適合しないとき（第5号で算出した額が、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額以上であるときを除く。）。

(2) 基本調査において、積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていないとき又は入札価格と整合しないとき。

（重点調査の実施）

第7条 工事主管課長は、第5条第1項の規定により落札者の決定を保留したとき（最低価格入札者等が前条第3項の規定により失格となったときを除く。）は、最低価格入札者等に対し、次に掲げる事項の調査（以下「重点調査」という。）を行うものとする。この場合において、工事主管課長は最低価格入札者等に調査の実施を通知するものとする。

(1) 当該価格により入札した理由

(2) 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況

(3) 当該工事に関連する手持ち工事の状況

(4) 当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

(5) 手持ち資材の状況

(6) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持ち機械の保有状況

(8) 労務者の確保計画

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者

(10) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）

(11) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金や下請代金の支払状況等）

(12) その他市長が必要と認める事項

2 最低価格入札者等は、前項の通知を受けたときは、原則として入札日から2日以内に低入札価格調査制度調査票（様式第1号）を工事主管課長に提出しなければならない。

（低入札価格の審査）

第8条 工事主管課長は、重点調査の内容を分析及び検討の上、入札執行者に通知するものとする。

2 入札執行者は、前項の報告を受けたときは、大田原市入札参加業者選定要綱（平成12年告示第64号）第11条の規定による指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）にその意見を求めるものとする。

3 指名選考委員会は、入札執行者から前項の規定により意見を求められたときは、当該工事について審査を行い、その結果を入札執行者に報告するものとする。

（落札者の決定）

第9条 入札執行者は、前条第3項の規定による指名選考委員会の報告により、最低価格入札者等の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者等を落札者とするものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者等が第6条第3項の規定により失格としたときのほか、前条第3項の規定による指名選考委員会の意見に基づき、最低価格入札者等の入札価格により当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。

3 前項の場合において、当該次順位者の入札価格が調査基準価格に満たないときは、当該次順位者について第6条から第8条までの規定による手続を実施し、当該次順位者に係る前条第3項の規定による指名選考委員会の報告により、当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該次順位者を落札者とするものとする。

4 前項の場合において、当該次順位者を落札者としなないときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち、当該次順位者の入札価格から順に低い価格の入札をした者について、前2項の規定を準用するものとする。

（入札者への通知）

第10条 入札執行者は、前条第1項の規定により最低価格入札者等を落札者として決定したときは、最低入札者等に対しては落札通知書（様式第2号）により、他の入札者全員に対しては入札結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 入札執行者は、前条第2項又は第3項の規定により次順位者を落札者として決定したときは、最低入札者等に対しては調査結果通知書（様式第4号）により、次順位者に対しては落札通知書により、他の入札者全員に対しては入札結果通知書により次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

（入札経過の報告）

第11条 入札執行者は、第6条第3項の規定により最低価格入札者等を失格としたとき及び第9条第2項により最低価格入札者等を落札者としなかったときは、大田原市予定価格等公表実施要綱（平成14年告示第11号）第2条第4項の規定による建設工事等指名・入札・随意契約状況調書の摘要欄に失格と決定した旨を記載するものとする。

（契約後の確認）

第12条 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結したときは、様式第3号及び関係書類の写しを、当該工事の監督員等（以下「監督員等」という。）に引き

継ぐものとする。

- 2 監督員等は、当該適用工事において施工体制台帳、施工計画書及び様式第1号の記載内容に沿った施工が実施されていることを確認し、適切な指導を行うものとする。
- 3 調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結し、重点調査の内容と契約後の確認結果とが著しく異なる時（合理的な理由が確認できる場合を除く。）又は虚偽の書類の提出若しくは事情聴取の説明を行ったことが明らかとなったときは、工事成績評価に厳格に反映し、又は指名停止を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に入札公告するものから適用する。